

2010年6月4日

(社) デジタル放送推進協会 (Dpa)

館内自主テレビ放送における識別子等ガイドライン

1. 本ガイドラインの目的

ホテル・病院・学校・企業等において、地上デジタルテレビジョン放送受信装置を用いた館内有線共聴設備による館内自主テレビ放送実施の要望がある。受信装置を地上デジタル放送等の受信と共用する場合、自主テレビ放送の送出・運用方法によっては、既存の放送受信に影響を与える可能性が考えられる。

館内自主テレビ放送は、館内自主テレビ放送を実施する者の責任の下で行われるものであるが、既存の地上デジタル放送等の受信に悪影響を及ぼさないようにすることを目的に、館内自主テレビ放送を実施する際に特に注意すべき点について本ガイドラインに記載する。

2. 館内自主テレビ放送の定義

本ガイドラインにおいては、館内自主テレビ放送を、地上デジタルテレビジョン放送受信装置で視聴可能なすべてのテレビ番組のうち、以下の再送信を除くテレビ番組の館内有線共聴設備による送信と定義する。

- ・ 地上放送事業者が放送する地上デジタル放送
- ・ (社) 日本ケーブルテレビ連盟「地上デジタル放送ネットワークでのCATV自主放送運用ガイドライン (http://www.catv-jcta.jp/item/guide2.2_061027.pdf)」に規定されるCATV自主放送

3. 館内自主テレビ放送を実施する際の基本事項

- ARIB TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」を遵守すること。
- 既存の地上デジタル放送やケーブルテレビ放送の受信と共用する場合に、地上デジタル放送やケーブルテレビ放送に影響を与える送出運用を行わないこと。

4. 館内自主テレビ放送を実施する際に特に注意すべき点

- 各種識別子の割り当てについて
 - ネットワーク識別 (network_id) は TR-B14 の規定に従い、以下の式により算出される。

$network_id = 0x7FF0 - 0x0010 \times \text{地域識別} + \text{地域事業者識別} - 0x0400 \times \text{県複フラグ}$

- 地域識別は県域（県内局）放送用の地域識別（10～62）のうち、自主テレビ放送送出装置の設置されている県域の地域識別を利用することが望ましい。広域放送用の地域識別（0～9）は使用しないこと。なお、地域識別は、EPGの表示順序にも影響するため、再送信している放送波の地域識別よりも小さい値に設定しないことが望ましい。
 - ※ 開局・廃局時の周波数変更情報の利用など受信プリセットされた地域識別を用いる受信機機能があるため、当該地域以外の地域識別を使用すると該当外のメッセージが表示されるなどの懸念がある。
- 地域事業者識別（0～15）のうち、該当する地域の地域識別において、地上放送事業者が使用する地域事業者識別を利用してはならない。地域事業者識別15はケーブルテレビ事業者の自主放送用として予約されているため、ケーブルテレビ事業者による自主放送を受信する場合には、利用してはならない。
 - ※ 現在、地上放送事業者は、地域事業者識別の値14としたネットワーク識別は使用していないため、地域事業者識別は値14を用いることが望ましい。なお、現在、使用していない地域事業者識別についても、新規参入の地上放送事業者により使用される場合がある。
- 県複フラグは0に設定すること。
- リモコンキー識別（remote_control_key_id）については、該当地域の放送で使用されている値を利用しないこと。また、（社）日本ケーブルテレビ連盟「都道府県別チャンネルリモコン番号使用状況（http://www.catv-jcta.jp/item/rem_con_21.6.10.pdf）」を参考に、ケーブルテレビ事業者による自主放送とのリモコンキー識別の重複にも配慮すること。
- 系列識別（affiliation_id）は運用しないこと。
- NVRAMの運用について。
 - 放送事業者共通領域、放送事業者系列専用領域は使用しないこと。
 - NVRAMには書き込み回数に制限があるデバイスが使用されるため、過度の書き込み回数が発生しないように十分配慮すること。
- TOTを多重・送出しなければならない。時刻情報は、日本標準時±500msecの精度であること。
 - ※ 不正確なTOTが一瞬でも多重されると、EPG全体がクリアされる、録画予約が失敗するなど、影響が自主テレビ放送に留まらず、問題が発生する恐れがある。
- PSI/SIの送出にあたって、万一、誤送出を行うと録画予約、受信機動作等に重大な問題が発生する恐れがあることに留意しなければならない。
- TS名については、既存の放送事業者と類似のTS名を用いることは、視聴者が混同する恐れがあるため、避けなければならない。

- TR-B14 第二編 11 「参考 B CATV パススルー伝送におけるガイドライン」の 11.5.7.5 「パススルーされるネットワーク数について」には、
 - 地上デジタルテレビジョンにおけるパススルー伝送される放送局に対する受信機メモリの格納については 12 局を必須とする。それを超える格納数については商品企画である。との記載があり、受信局数（地上デジタル放送、CATV 自主放送を含む）が 12 局を超える受信機は商品企画となっていることに留意すること。

館内自主テレビ放送は、館内自主テレビ放送を実施する者の責任の下で行われるものであり、(社) デジタル放送推進協会は、実施に関する如何なる責任も負わないものとする。

以上